

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条の規定により、公示する。

令和3年3月23日

千歳市長 山口 幸太



記

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

令和3年4月1日